

## 平成27年度 授業エキスパートを目指す授業研究会実施要項

埼玉県教育局東部教育事務所

### 1 趣 旨

学習指導要領のねらいを実現するため、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する創意ある授業について、校種を越えて参観し研究協議を深めることによって、管内の教師の指導力向上を図る。

### 2 主 催 埼玉県教育局東部教育事務所

### 3 実施・運営

研究会を運営する委員等は、次のとおりとする。

#### (1) 運営委員

東部教育事務所主席指導主事を運営委員長とし、東部教育事務所指導主事及び可能な範囲で市町教育委員会指導主事を運営委員とする。また、運営主担当者は東部教育事務所各教科等担当指導主事とする。

#### (2) 実施教科

小・中学校全教科等（※埼玉県教育委員会の事業に係る教科等を除く）

#### (3) 授業者

東部教育事務所管内の小・中学校教諭・主幹教諭

#### (4) 指導助言者

東部教育事務所指導主事、埼玉県立総合教育センター指導主事、市町教育委員会指導主事、小中学校長・教頭・主幹教諭・教諭

#### (5) 司会、記録

東部教育事務所指導主事

#### (6) 参加者 各学校からの参加希望者

※小・中学校が連携した教育推進の機会として、異校種の教員の参加を推奨しています。

### 4 開催日等

#### (1) 5月～2月の調整可能な日（学校の事情によって調整する）

※ 研究授業は、各学校の日課（第5校時）に合わせて行いますので、学校により時刻が異なります。日程は、東部教育事務所のホームページに掲載します。

### 5 研究協議について

#### (1) 研究課題等の設定

##### ア 研究課題

基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する授業の工夫改善

##### イ 研究の視点

授業者と指導者とが研究課題を基に相談し、「私の授業の観てほしいポイント」として示す。

※「学習指導案（個人名、児童生徒の実態を消したもの）」、「私の授業の観てほしいポイント」は、授業研究会の約1週間前には、東部教育事務所ホームページに掲載します。

#### (2) 研究協議の進め方（例） ※会場校の都合によって変わります。

授業者の説明、質疑・応答	10分
グループごとの研究協議	45分
グループ代表による発表	25分
指導・講評	20分
閉 会	